

## 男女共同参画会議（第56回） 議事要旨

日時：平成31年1月11日（金）17:00～17:30

場所：総理大臣官邸4階大会議室

### 【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	山本 貴司	法務大臣（代理 平口 洋 法務副大臣）
同	河野 太郎	外務大臣（代理 阿部 俊子 外務副大臣）
同	麻生 太郎	財務大臣（代理 うえの 賢一郎 財務副大臣）
同	柴山 昌彦	文部科学大臣
同	根本 匠	厚生労働大臣（代理 高階 恵美子 厚生労働副大臣）
同	山本 順三	国家公安委員会委員長
同	片山 さつき	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	佐々木 則夫	十文字学園女子大学副学長
同	高橋 史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林 文子	横浜市長
同	松田 美幸	福津市副市長
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	橘 慶一郎	復興副大臣
同	原田 憲治	防衛副大臣
同	滝波 宏文	経済産業大臣政務官
同	阿達 雅志	国土交通大臣政務官
同	杉田 和博	内閣官房副長官

## 【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 女性活躍推進法の施行後3年の見直し等の方向性について
- (2) 「政策・方針決定過程への女性の参画状況」及び「女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果」等について
- (3) 第5回国際女性会議WAW!／W20について

3 閉会

## 【配布資料】

- 資料1－1 女性活躍・ハラスメント対策の見直しについて
- 資料1－2 女性活躍推進法の施行後3年の見直しの方向性について（公務部門）
- 資料1－3 辻村議員提出資料
- 資料2－1 政策・方針決定過程への女性の参画状況
- 資料2－2 全国女性の参画マップ
- 資料2－3 女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果について（平成29年度）
- 資料2－4 辻村議員提出資料
- 資料3 第5回国際女性会議WAW!／W20について

## 1. 開会

## 2. 議題

### (1) 女性活躍推進法の施行後3年の見直し等の方向性について

① 高階厚生労働副大臣より、厚生労働省における女性活躍・ハラスメント対策の見直しについて、説明があった。 資料1-1

○ 女性活躍推進法の施行後3年の見直しについては、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論が行われ、12月14日に厚生労働大臣に対する建議が行われた。

○ 建議では、

- ・ 一般事業主行動計画の策定や情報公表が義務とされる企業を現行の301人以上企業から101人以上企業へ拡大すること
- ・ 情報公表項目を、職業生活の機会の提供に関する項目と、職業生活と家庭生活との両立に関する項目に区分し、各区分から1つ以上、全体としては複数の項目について情報公表を行うことを義務付けること
- ・ 女性活躍に取り組む企業へのインセンティブを強化するため、優良企業の認定の仕組みを見直すこと

等に取り組むことが適当とされた。

○ 女性が働きやすい職場環境を整備するためには、セクハラ等のハラスメント対策も重要。

- ・ セクハラは許されないものであり、使用者・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきであるという趣旨を明確にすること
- ・ 相談等を理由とした不利益取扱の禁止等、セクハラ防止対策の実効性の向上を図ること
- ・ パワハラについて、相談体制の整備等の雇用管理上の措置義務を導入すること等についても建議に盛り込まれた。

○ 女性の職業生活における活躍を推進する取組を加速し、その能力を十分発揮できる職場環境を整備するため、労働政策審議会の建議を踏まえ、次期通常国会への法案提出を目指してまいりたい。

② 片山大臣より、公務部門における女性活躍推進法の施行後3年の見直しの方向性について、説明があった。 資料1-2

○ 「女性活躍推進法公務部門に関する検討会」が取りまとめた見直しの方向性を受け、政府としては、長時間労働の是正など働き方の改革、性別に関わりない職務の機会付与、男性の育児参加の促進に特に取り組む必要。

○ これらの課題解決に向けて、各事業主がより実効性の高い行動計画を策定できるように、状況把握項目については、「超過勤務の上限を超えた職員割合」や、「各役職段階の女性職員の”伸び率”」等を把握することとする。また、情報公表についても、「開示内容の充実」等を図る。

- 男性の育児参加について、男性が一定期間、育児等のための休暇を取得することは、職員本人にとって、子育て等に能動的にかかわる契機となるとともに、事業主にとっても、子育て等に理解のある職場風土を形成する観点から重要であることを広く普及し、積極的な取組を求めていくこととする。

③ 説明を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。

(佐藤議員)

- 「女性活躍推進法公務部門に関する検討会」の座長として一言申し上げたい。
- 女性活躍推進法制定以降、公務の職場に関する数値を見ると、女性の採用割合が伸び、離職率も低いことから、女性が継続就業できる職場になりつつあると評価できる。
- 一方、国・地方公共団体による行動計画の策定にあたっては、現状の把握にとどまるのではなく、女性職員の仕事への意欲とキャリア形成の関係や男性の育児参加の阻害要因等を考慮した上で、職場の課題分析まできちんと行っていただきたい。

(柿沼議員)

- 女性の職業生活、家庭生活に加え、地域での社会的活動についても必要な環境整備をとることが必要。

(辻村議員) **[資料 1－3]**

- 女性に対する暴力に関する専門調査会では、厚生労働省の労働政策審議会における審議状況を踏まえつつ、より広範囲にわたり、セクハラ根絶に向けた対策の在り方について、調査・審議を行っている。
- セクハラ行為の禁止など中長期的な検討が必要な課題もあるが、職場のセクハラは許されないものであることが法律上で明確化されることになれば、職場におけるセクハラ対策の実効性も一定程度向上していくことが期待される。女性活躍の大前提である女性に対する暴力の根絶に向け、今後とも積極的な取組をお願いする。

(林議員)

- 事業主行動計画策定の義務付け対象を、従業員101人以上の事業主へ引き下げ、情報公表の項目を増やしたことは大きな前進。将来的に公表項目がさらに増えることを期待。
- 情報公表項目に新たな区分「職業生活と家庭生活の両立」が設けられたが、女性活躍を加速させるには、ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方改革の推進が必須。

(芳野議員)

- 一日も早く、100人以下の企業も含めて全ての企業において、行動計画を策定する

ことが必要。

- 女子学生に対する医大の不正入試問題について、医師を目指す女性の門戸を狭めるようなことが複数の大学機関で発生したことは、許されるべきことではない。
- 医師に限ったことではないが、男女がともに、生活や育児・介護、治療などと仕事を両立できるよう長時間労働を是正し、眞の働き方改革が浸透するよう、実効ある対策が必要。

(2) 「政策・方針決定過程への女性の参画状況」及び「女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果」等について

① 片山大臣より、「政策・方針決定過程への女性の参画状況」及び「女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果」の調査結果について、説明があった。資料2-1、2-2、2-3

- 政策・方針決定過程への女性の参画状況について、今回新たに最新値が更新された目標項目のうち、ほとんどの項目で数値が改善。
  - ・ 国家公務員や地方公務員においては、いずれの役職段階の女性割合も過去最高。
  - ・ 上場企業の女性役員割合は、平成24年からの過去6年間で約2.7倍に増加。
  - ・ 国の審議会等委員の女性割合は、上昇傾向にあるが、目標達成に向けて、引き続き、各府省においては、女性の登用拡大をお願いしたい。
- 昨年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたが、内閣府では、地方議会の女性割合などをマップ形式で「見える化」するなど、地方における男女共同参画の状況を取りまとめている。
- 国は平成28年度から、独立行政法人等は平成29年度から、総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を加点評価する取組を実施。平成29年度の取組状況は、平成28年4月1日の女性活躍推進法の施行による新たな取組の導入以降、格段に進捗。各府省においては、より一層取組を拡大していただくようお願いしたい。

② 説明を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。

(辻村議員) 資料2-4

- GGIの結果は、順位は多少戻ったが、経済分野と政治分野は昨年より順位が下がっている。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえ、今後積極的な取組をすることによって改善が図られることを願っている。

(柿沼議員)

- 公共調達の取組推進については、国とともに地方公共団体の取組が率先して行われることが、地方における企業の取組の推進に直結する。より積極的に取組を促す具体的方策が必要。

(3) 第5回国際女性会議WAW!／W20について

- ① 第5回国際女性会議WAW!／W20について、阿部外務副大臣より説明があった。[資料3]

- WAW!は、2014年に初めて開催された国際会議であり、本年で5回目の開催となる。今年度のWAW!は、3月23日・24日にG20のエンゲージメント・グループの一つであるW20と同時開催の予定。
- 女性の活躍推進は、ここ数年G7やG20でも継続して取り上げられており、国際社会でも重要な課題となっている。今後とも、WAW!を通じて、女性の活躍推進の重要性を発信するとともに、国内外の最新の動向や取組を共有し、女性についての議論をリードする国際的なプラットフォームとなることを期待。
- WAW!の事務局を務める外務省としてもしっかりと取り組んでまいりたい。WAW!の成功に向け関係省庁の御協力を引き続きお願いしたい。

- ② 説明を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。

(林議員)

- WAW!は、日本の女性活躍支援の本気度を内外に示す重要なシンポジウム。
- このWAW!を契機とする継続的な取組を育てることが重要ではないか。今年8月に横浜で第7回アフリカ開発会議が開催されるが、2013年に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議の行動宣言を受け、横浜市はJICAと連携して、アフリカの女性企業家の支援に取り組んできた。
- 3月のWAW!は、W20との合同開催となり、これまで以上に内容も充実されると思うが、その成果を第7回アフリカ開発会議での議論にもつなげたい。

(4) 菅議長（内閣官房長官）から締めくくりの挨拶として、以下の発言があった。

- 女性活躍推進法の見直し等を検討し、
  - ・ 民間部門が行う行動計画の策定や、情報公表の対象企業が拡大すること
  - ・ 国・地方公共団体が策定する行動計画の実効性が高まり、情報公表の開示内容が充実すること
  - ・ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止対策が強化されることは、我が国の女性活躍の推進に大きな前進をもたらすものと期待。
- 関係大臣におかれでは、有識者の皆さんからいただいた御議論を踏まえ、法改正等に向けた検討をお願いしたい。
- 各大臣におかれでは、政策・方針決定過程への女性の参画を進め、公共調達に関する取組も一層積極的に推進していただきたい。
- 今年は、日本がG20の議長国であり、3月にはWAW!/W20の合同会議が開催されるが、女性活躍は、国際的にも重要なテーマとなっており、万全の対応をお願いしたい。

以上